

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	3	金融庁
対象税目	<u>個人住民税</u> 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	合理的な再生計画に基づく経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 再生企業の保証人となっている経営者が「合理的な再生計画」に基づき、再生企業に対して私財提供を行った場合の資産譲渡に係る譲渡益</p> <p>・ 特例措置の内容 経営者が保証債務の履行として金融機関に対して直接行う私財提供について、その譲渡益が非課税となるのと同様、再生企業の保証人となっている経営者が「合理的な再生計画」に基づき、再生企業に対して私財提供を行った場合の資産譲渡についても、その譲渡益を非課税とすること。</p>	
関係条文	地方税法第32条第2項	
減収見込額	(初年度) () (平年度) () (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 金融機関の金融円滑化の対応状況は、貸出条件の変更等の実行率が9割を超える水準になっているなど、基本的にはその取組みは定着してきていると考えられるものの、単なる金融上の貸出条件の変更等の対応にとどまることなく、官民の関係機関が緊密に連携することにより、中小企業の真の意味での経営改善に繋がる支援を強力に推し進めていく必要がある。</p> <p>また、中小企業金融円滑化法が最終期限（平成25年3月末）を迎えるに当たっての出口戦略として、各地における中小企業の経営改善・事業再生支援を行うための環境整備が強く求められており、平成24年4月20日に公表された「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」においても、中小企業の事業再生等にかかる施策の強化について掲げられている。</p> <p>上記のとおり、現在、中小企業の事業再生への施策が強く求められており、本件要望を実現することは、中小企業の事業再生の促進、地域経済の活性化のために必要な施策と思われる。</p>	
本要望に対応する縮減案	なし	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ-2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
	政策の達成目標	事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	新設要望のため、該当せず。
有効性	要望の措置の適用見込み	500~600社 【算出方法】 ①金融円滑化法に基づく貸付条件変更先のうち特に事業再生支援等が必要な先(推計):5~6万社 ②中小企業再生支援協議会の再生計画策定完了企業数に占める平成17年税制改正(企業再生税制)適用企業数の割合:1% ※①×②=500~600社
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	再生企業の保証人となっている経営者が「合理的な再生計画」に基づき、再生企業に対して行う私財提供を行った場合の資産譲渡についても、その譲渡益を非課税とすることは、事業再生を促進し、地域経済の活性化に繋がり有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	再生企業の保証人となっている経営者が「合理的な再生計画」に基づき、再生企業に対して行う私財提供を行った場合の資産譲渡についても、その譲渡益を非課税とすることは、真に資金提供が必要な事業再生の実効性を高め、地域経済の活性化を図るものであり、妥当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>新設要望のため、該当せず。</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>新設要望のため、該当せず。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>新設要望のため、該当せず。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>新設要望のため、該当せず。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>本年度からの要望である。</p>